

設定した通称道路名の普及広報について

これまで設定してきた129路線の国道、都道の通称道路名は、沿道の案内表示に用いられるとともに、ラジオ、テレビの交通情報や地図情報で広く用いられ、都民をはじめとする道路利用者に親しまれてきた。

これにより、道路交通の円滑化や災害時の避難経路の周知に資するのみならず歴史的な地域名とともに、商業振興や観光振興に寄与するなど、都民生活に広く浸透している。

今回新たに設定し、または改定する通称道路名については、このことを踏まえ、次の方法などにより広く周知を図っていく。

- 1 東京都公報への登載
- 2 地元自治体や公共機関に対する広報活動の協力要請
- 3 商店会、観光業界、その他関係団体等に対する周知活動
- 4 報道機関への説明
- 5 道路案内標識の設置
- 6 東京都ホームページやツイッターなどを活用した広報活動